

山梨県公報

第六百四十三号

令和八年

四月二日

木曜日

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可

公告

○調理師法に基づく調理師試験の実施に関する事務の委任

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可

○開発行為に関する工事の完了について

告示

山梨県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 富士河口湖町
二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十二年七月二十八日から令和十四年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百一号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十四号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十五号、昭和五十九年山梨県告示第四百二十四号、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第四十七号、平成元年山梨県告示第三百三十七号、平成二年山梨県告示第四百二十八号、平成八年山梨県告示第二百二十七号、平成八年山梨県告示第二百二十八号、平成九年山梨県告示第三十一号、平成十三年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十四号、平成十三年山梨県告示第二百十八号、平成十七年山梨県告示第百九十二号、平成十八年山梨県告示第四百八十八号、平成二十二年山梨県告示第百三十二号、平成二十三年山梨県告示第百九十二号、平成二十五年山梨県告示第百五十四号、平成二十八年山梨県告示第百二十一号、平成三十一年山梨県告示第九十三号及び令和二年山梨県告示第百十八号の事業地のうち、富士河口湖町大字西湖字釜部、根場、大路原、青木ヶ原、満留尾、大輪山、西ノ越、桑留尾浜、段野山、駒形、津原及び向浜並びに大字長浜字峰、山ノ神、小宮、大輪、八杭坂、浜端、口谷、仏立、平浜、足和田、上足和田及び天神下並びに大字大石字湖中、日月前、上ノ峰、上ノ峰山、明光山、下ノ峰、小峰、戸沢及び戸澤山並びに大字河口字広瀬、水口、金山、大久保山、上大久保、下大久保、大川端、小田野、日影、北浦、宮ノ上、清水、横町外、塚越、炭焼、井坪、追坂及び湖辺並びに大字浅川字西ノ圃、老坂、坂本、宮ノ前、川原、高石及び平浜並びに大字船津字大池、西川、宮ノ森、中村、馬込、猫穴、八本木、中八本木、上八本木、西荊原、下善郷塚、中善郷塚、下六本松、上六本松、東横塚、壱本柏木、東見返し、胎内、保家木、三ノ段、丸尾岸、下松之木、荊原、剣丸尾及び地藏丸尾並びに大字小立字京塚、嶋原、生木塚及び東京良原並びに大字勝山字日影林、下赤坂、南羽根子、シッコゴ、上伝水、下伝水、東上躰、下東躰躰、西中猫穴、西下猫穴、猫穴下尾根、エゴ、猫穴上尾根、西下大砂、

東下大砂、上桃木平及び下桃木平並びに大字大嵐字北平、南平、梅ノ木、赤坂、下大塚、長塚及び富士見の各地内を加え、富士河口湖町大字西湖字根場、山際、波頭沢、西ノ入、釜部、青木ヶ原、西ノ越、白根、前浜、中川原、東村、西村、三沢、矢羽根及び向浜並びに大字長浜字宮ノ上、山ノ神、的場、大輪、浜端、権現前、口谷、仏立、尾崎、平浜、見附、足和田及び天神下並びに大字大石字奥川向、下ノ奥、奥、江木林山、鉢窪山、江木林、上ノ大久保、中沢、原、上宮、日月前、出口、後藤、川崎、鐘撞戸、吉原、下吉原、湖中、祝畑道上、下ノ峰、馬乗石山及び馬乗石並びに大字河口字広瀬、水口、金山、淵の前、下大久保、大川端、小島、大築地、西原道上、西浦道下、清水、小田野、日影、子ノ神下、北浦、宮ノ上、東側、東下側、西下側、横町、尾羽根、横町外、塚越、炭焼、湖辺、鯉ノ水、瀧沢、井坪、広尾地、追坂及び産屋ヶ崎並びに大字浅川字産屋ヶ崎、西ノ圃、老坂、坂本、片浜、宮ノ前、宮ノ辺、久保、川原、高石及び平浜並びに大字船津字大池、大久保、馬込、水川戸、八本木、中八本木、沼、西荊原、下善郷塚、松之木、上松之木、丸尾岸、狐塚、下狐塚、上狐塚、恵語、東横塚、老本柏木及び三ノ段並びに大字小立字久保、京塚、嶋原、白木平、生木塚、箕輪、東京良原、東木舟及び下沢間並びに大字勝山字里宮、中曾、下寄ヶ崎、寄ヶ崎、稗久保、小海海道下、川渡、シツコゴ、入海、小海、西ノ久保、日影林、宮ノ脇、宮ノ本、犬久保、栗原、下伴木原、伴木原、下赤坂、上赤坂、大塚、西蛇石、下西躑躅、上伝水、西上躑躅、西下猫穴、西中猫穴、西上猫穴、東下猫穴、東中猫穴、東上猫穴、猫穴下尾根、鬼久保、猫穴下尾根、エゴ及び上小浅間並びに大字大嵐字北開土、南開土、南平、梅ノ木、枋久保、前原、上大塚、小田和口、土手上、躑躅、中小田和、南小田和、富士見及び素矢形の各地内を削除する。

2 使用の部分 なし

公 告

◎ 調理師法に基づく調理師試験の実施に関する事務の委任

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第二項の規定により、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部を次のとおり行わせることとした。

令和八年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定試験機関の名称 公益社団法人調理技術技能センター
- 二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル
- 三 指定試験機関に行わせることとした試験事務の範囲 試験事務の全部
- 四 試験事務を行わせることとした年月日 令和八年四月一日

◎ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和八年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 富士吉田市笹子丸尾土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 令和六年一月十一日から令和十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 富士吉田市小明見三丁目の一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日 令和六年一月十一日
- 六 変更認可の年月日 令和八年三月二十七日

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南巨摩郡富士川町長沢字上永九百六十番一、九百六十番二、九百六十番三、九百六十番四、九百六十番五、九百六十番六、九百六十番七、九百六十番八、九百六十番九、九百六十番十、九百六十番十一、九百六十番十二、九百六十番十三、九百六十番十四、九百六十番十五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ぐみ置き場 広場 水道 下水道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡富士川町天神中条千百二十二番地の一
有限会社野中林業所 代表取締役 小林 文彦